

# 令和2年度山形県新・生活様式対応支援補助金 (小規模事業者支援型) 【応募要領】

新型コロナからの経済回復に向け、小規模事業者が新しい生活様式への対応を目的に行う新たな取組みを後押しするため、山形県知事が認定したものに対し補助金を交付します。

## 1 補助対象事業

小規模事業者が新型コロナによる多くの困難を乗り越えるために取り組む、新しい生活様式への対応に資する事業

※ 事業費が40万円以上となる事業が対象となります。

※ 補助対象経費の50%以上を県内事業者（県内に本社・本店または支社・支店・営業所等を有する事業者）から調達する事業を優先採択します。

## 2 補助対象者

山形県内に事業所を有する小規模事業者で、新型コロナによる多くの困難を乗り越えるため、新しい生活様式への対応に取り組む者。

ただし、次の「別掲：反社会的勢力排除に関する制約事項」の「記」以下のいずれにも該当しない者であり、かつ、今後、補助事業の実施期間内・補助事業完了後も該当しないことを誓約すること。

### 別掲：反社会的勢力排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするにあたって、また、補助事業の実施期間内および完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、またはこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

#### 記

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるもの、または暴力団もしくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持もしくは運営に協力し、もしくは関与するものをいう。以下同じ。）
- (4) 暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員もしくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持もしくは運営に積極的に協力しもしくは関与するもの、または業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し、暴力団の維持もしくは運営に協力している企業をいう。）
- (5) 総会屋等（総会屋その他企業を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
- (6) 社会運動等標ぼうゴロ（社会運動もしくは政治活動を仮装し、または標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
- (7) 特殊知能暴力集団等（暴力団との関係を背景に、その威力を用い、または暴力団と資金的な繋がりを有し、構造的な不正の中核となっている集団または個人をいう。）

(8)前各号に掲げる者と次のいずれかに該当する関係にある者

- イ 前各号に掲げる者が自己の事業または自社の経営を支配していると認められること
- ロ 前各号に掲げる者が自己の事業または自社の経営に実質的に関与していると認められること
- ハ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって前各号に掲げる者を利用したと認められること
- ニ 前各号に掲げる者に資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
- ホ その他前各号に掲げる者と役員または経営に実質的に関与している者が、社会的に非難されるべき関係にあると認められること

※ 本事業における小規模事業者とは、「製造業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む商工業者（会社及び個人事業主）」であり、常時使用する従業員の数が20人以下（卸売業、小売業、サービス業（宿泊業・娯楽業を除く）に属する事業を主たる事業として営む者については5人以下）の事業者です。

※ 令和元年度補正持続化補助金（一般型）または令和2年度補正持続化補助金（コロナ特別対応型）の応募を前提とはしておりません。

※ 同一の事業が平成30年度以降に持続化補助金または山形県中小企業スーパーTOTALサポ補助金に採択されている場合は、本事業に応募することはできません。

※ 同一事業者が本補助金と令和2年度山形県新・生活様式対応支援補助金（中小企業支援型）を併願することはできません。

※ その他、補助対象者の詳細については、令和2年度補正持続化補助金（コロナ特別対応型）の公募要領に準じます。

### 3 補助率・補助金額・補助対象経費・採択予定件数

(1) 補助率 : 3/4以内

(2) 補助金額 : 30万円～60万円 ※補助金の額は千円単位（千円未満切捨て）とします。

(3) 補助対象経費 :

○補助対象とする経費

経費区分	説明
①機械装置等費	下記④に該当しない経費であって、事業の遂行に必要な機械装置等の購入に要する経費（移動販売車両やデリバリー専用車両の導入を含む。）
②広報費	パンフレット・ポスター・チラシ等を作成するため、および広報媒体等を活用するために支払われる経費 ※ 補助事業と関係のない商品・サービスの広報や会社のPR、営業活動に関する経費は対象外です。 ※ 補助事業期間中の交付活動に係る経費のみが対象となります。
③展示会等出展費	新商品等を展示会等に出展または商談会に参加するために要する経費
④旅費	事業の遂行に必要な情報収集（単なる視察・セミナー研修等参加は除く。）や各種調査を行う等のための旅費
⑤開発費	新商品の試作品や包装パッケージの試作開発にともなう原材料、設計、デザイン、製造、改良、加工するために支払われる経費
⑥資料購入費	事業遂行に必要な図書等を購入するために支払われる経費
⑦雑役務費	事業遂行に必要な業務・事務を補助するために補助事業期間中に臨時的に雇い入れた者のアルバイト代、派遣労働者の派遣料、交通費として支払われる経費

⑧借料	事業遂行に直接必要な機器・設備等のリース料・レンタル料として支払われる経費
⑨専門家謝金	下記⑭に該当しない経費であって、事業の遂行に必要な指導・助言を受けるために依頼した専門家等に謝礼として支払われる経費
⑩専門家旅費	下記⑭に該当しない経費であって、事業の遂行に必要な指導・助言等を依頼した専門家等に支払われる旅費
⑪設備処分費	事業遂行のための作業スペースを拡大する等の目的で、当該事業者自身が所有する死蔵の設備機器等を廃棄・処分する、または借りていた設備機器等を返却する際に修理・原状回復するのに必要な経費
⑫委託費	上記①から⑪および下記⑭に該当しない経費であって、事業遂行に必要な業務の一部を第三者に委託（委任）するために支払われる経費（市場調査等についてコンサルタント会社等を活用する等、自ら実行することが困難な事業に限る。）
⑬外注費	上記①から⑫および下記⑭に該当しない経費であって、事業遂行に必要な業務の一部を第三者に外注（請負）するために支払われる経費（店舗の改装等、自ら実行することが困難な業務に限る。） ※ 新しい生活様式への対応に結びつかない工事や不動産の取得に該当する工事は対象となりません。
⑭感染防止対策費	業種別ガイドラインに基づいた感染拡大予防のための取組に要する経費（下記に掲げるものに限る。） ア. 消毒費用 消毒設備（除菌剤の噴霧装置、オゾン発生装置、紫外線照射機等）の購入費、消毒作業の外注費 イ. 清掃費用 清掃作業の外注費 ウ. 飛沫対策費用 アクリル板・透明ビニールシート・防護スクリーン・フロアマーカールの購入費・施工費 エ. 換気費用 換気設備（換気扇、空気清浄機、換気機能付エアコン等）の購入費・施工費 オ. その他衛生管理費用 ユニフォームのクリーニング外注費、従業員指導等のための専門家活用費、体温計・サーモカメラ・キーレスシステム・インターホン・コントローラー・携帯型アルコール検知器の購入費
⑮消耗品費	業種別ガイドラインに基づいた感染拡大予防を目的とした消耗品（下記に掲げる物品に限る。）の購入に要する経費 【消毒関係】 消毒液、アルコール液 【マスク関係】 マスク、ゴーグル、フェイスシールド・ヘアネット 【清掃関係】 手袋・ゴミ袋・石けん・洗浄剤、漂白剤 【その他】 トイレ用ペーパータオル、使い捨てアメニティ用品

	<p>※ <u>補助対象となる経費の上限を10万円（補助金額は7万5千円）</u>とします。ただし、<u>消耗品費のみでの申請はできません。</u></p> <p>※ また、令和2年4月7日から令和3年2月12日までに購入及び使用したもののみが補助対象経費となります。「受払簿（任意様式）」等によって、購入日、使用日、使用量等を管理する必要があります。</p>
--	--

※ その他、補助対象経費の条件の詳細については、令和2年度補正持続化補助金（コロナ特別対応型）の公募要領（⑭感染防止対策費については同補助金「事業再開枠」の各補助対象経費（①から③及び⑮に該当するものを除く。））に準じます。

(4) 採択予定件数       :   550 件

※ 予算の範囲内での採択となるため、補助金認定額が減額される場合があります。

## 4 補助事業実施期間・実績報告

(1) 補助事業実施期間

補助金交付決定の日（ただし、令和2年4月7日（国の緊急事態宣言の発令日）まで遡及可能）から令和3年2月12日（金）まで

(2) 実績報告書提出期限

事業終了後30日以内、または令和3年2月19日（金）のいずれか早い日まで

## 5 応募手続き

(1) 応募受付先

お近くの商工会・商工会議所

(2) 応募期間

令和2年7月10日（金）から令和2年7月22日（水）＜商工会・商工会議所必着＞

(3) 提出書類【1部】

※申請様式については、県商工会連合会ホームページよりダウンロードの上、ご利用下さい。（<http://www.shokokai-yamagata.or.jp/newlifestyle/>）

① 事業計画申請書（様式1）

② 補助事業計画書（様式2）

③ 支援機関確認書（様式3）※商工会・商工会議所に作成を依頼してください。

④ 補助金交付申請書（様式4）

⑤ 申請書一式（様式1, 2, 4）の電子データが入ったCD-RW、USBメモリ等

⑥ 貸借対照表および損益計算書（法人の場合）、確定申告書（個人事業主の場合）

※法人は直近1期分、個人事業主は直近の確定申告書（コピー可）を提出してください。

⑦ 入手価格の妥当性及び経費の調達先を証明できる書類（必須）

※有効期間内の見積書や契約書、納品書、請求書、領収書（内容記載のあるもの）など、価格と調達先がわかる資料を提出してください。

※特に県内事業者から調達する経費については、調達先が県内事業者であることがわかる資料を提出してください。

(4) 書類作成上の留意点

① 申請書等の用紙サイズは、A4版の片面印刷としてください。（ホチキス止め不可）

② 各様式中、項目ごとの記載スペースが不足する場合は、適宜、項目欄の幅を広げるかまたは別紙を添付する等して、必要事項は省略することなくすべて記載してください。

③ 提出された書類は返却しませんので、必ず控えを保管しておいてください。

## 6 審査方法・結果の通知

### (1) 補助対象事業の決定方法

補助対象事業は、別表（審査項目）に基づき審査を行ったうえで、新型コロナからの経済回復に向けた新しい生活様式への対応に資すると認められる事業計画を山形県知事が認定し、この認定を受けた事業を対象として補助金の交付を決定します（予算の範囲内での補助金の交付決定となります）。

### (2) 事業計画に関する照会等

応募受付後、審査会までの間に事業計画に関する照会等を行う場合があります。

### (3) 結果の通知

事業計画認定結果は文書で通知します。認定となった場合は、当該通知文書及び補助金交付要綱の記載に従い、補助金の交付に係る手続きを行ってください。

### (4) 認定事業の公表

認定を受けた事業については、事業者名、所在地、事業計画名、支援機関名をHP上で公表します。

## 7 スケジュール（予定）

	実施時期
応募受付	7月10日（金）～7月22日（水）
事業採択決定	9月上旬
交付決定	9月上旬

※ このスケジュールは予定であり、前後する場合があります。

## 8 補助金の支払い

事業者への補助金の支払いは、原則として事業完了後の精算払いとします。

## 9 その他

- (1) 事業内容等について確認が必要な場合がありますので、できるだけ書類提出前にお早めにお近くの商工会・商工会議所にご相談ください。
- (2) 補助事業実施期間は、交付決定の日（ただし、令和2年4月7日（国の緊急事態宣言の発令日）まで遡及可能）から令和3年2月12日（金）までとなります。原則として、補助対象経費はこの期間内に実施した活動に要する経費で、かつ、この期間内に支出されるものに限りませす。
- (3) 補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、事業終了した翌年度から5年間保存しなければなりません。
- (4) 本補助金の採択事業者等に対し、補助金を活用して取り組む事業やその効果等を把握するための調査を実施する場合がありますので、その際にはご協力をお願いいたします。

## お問い合わせ、相談先

山形県商工会連合会（山形県新・生活様式対応支援補助事業（小規模事業者支援型）事務局）

〒990-8580 山形市城南町1-1-1 霞城セントラル14階 TEL. 023-646-7211

山形県産業労働部中小企業振興課企業振興担当

〒990-8570 山形市松波二丁目8-1 TEL. 023-630-2359

### 各商工会

上山市商工会 (TEL. 023-672-2057) / 山辺町商工会 (TEL. 023-664-5939) / 中山町商工会 (TEL. 023-662-2207) / 村山市商工会 (TEL. 0237-55-4311) / 東根市商工会 (TEL. 0237-43-1212) / 尾花沢市商工会 (TEL. 0237-22-0128) / 大石田町商工会 (TEL. 0237-35-2131) / 寒河江市商工会 (TEL. 0237-86-1211) / 河北町商工会 (TEL. 0237-73-2122) / 西川町商工会 (TEL. 0237-74-3135) / 朝日町商工会 (TEL. 0237-67-2207) / 大江町商工会 (TEL. 0237-62-4128) / もがみ南部商工会最上事務所 (TEL. 0233-43-2184) ・舟形事務所 (TEL. 0233-32-2242) ・大蔵事務所 (TEL. 0233-75-2162) / もがみ北部商工会真室川事務所 (TEL. 0233-62-2347) ・金山事務所 (TEL. 0233-52-2349) ・鮭川事務所 (TEL. 0233-55-2032) ・戸沢事務所 (TEL. 0233-72-2665) / 南陽市商工会 (TEL. 0238-40-3232) / 高畠町商工会 (TEL. 0238-52-0576) / 川西町商工会 (TEL. 0238-46-2020) / 小国町商工会 (TEL. 0238-62-4146) / 白鷹町商工会 (TEL. 0238-85-0055) / 飯豊町商工会 (TEL. 0238-72-3000) / 庄内町商工会 (TEL. 0234-42-2556) ・立川支所 (TEL. 0234-56-2219) / 出羽商工会 (TEL. 0235-33-2117) ・羽黒支所 (TEL. 0235-62-4252) ・櫛引支所 (TEL. 0235-57-2833) ・三川支所 (TEL. 0235-66-3795) ・朝日支所 (TEL. 0235-53-3580) ・藤島支所 (TEL. 0235-64-2130) ・温海支所 (TEL. 0235-43-2411) / 遊佐町商工会 (TEL. 0234-72-4422) / 酒田ふれあい商工会 (TEL. 0234-52-3012)

### 各商工会議所

山形商工会議所 (TEL. 023-622-4666) / 酒田商工会議所 (TEL. 0234-22-9311) / 鶴岡商工会議所 (TEL. 0235-24-7711) / 米沢商工会議所 (TEL. 0238-21-5111) / 新庄商工会議所 (TEL. 0233-22-6855) / 長井商工会議所 (TEL. 0238-84-5394) / 天童商工会議所 (TEL. 023-654-3511)

別表：審査項目

審 査 項 目
<p>(1) 基礎審査</p> <p>以下の要件を全て満たすものであること。<u>要件を満たさない場合には、その申請は失格とし、その後の審査を行いません。</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 必要な提出資料がすべて提出されていること</li><li>② 「1. 補助対象事業」及び「2. 補助対象者」の要件に合致すること</li><li>③ 補助事業を遂行するために必要な能力を有すること</li><li>④ 小規模事業者が主体的に活動し、その技術やノウハウ等を基にした取組みであること</li></ul>
<p>(2) 加点審査</p> <p>補助事業計画書について、以下の項目に基づき審査を行い、総合的な評価が高いものから順に採択を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 補助事業計画の有効性<ul style="list-style-type: none"><li>◇補助事業計画は具体的で実現可能性が高いものとなっているか。</li><li>◇補助事業計画は当該小規模事業者が新しい生活様式への対応を図るにあたり必要かつ有効なものか。</li><li>◇補助事業計画に当該小規模事業者ならではの創意工夫の特徴があるか。</li><li>◇補助事業計画は新型コロナによる影響（課題）を乗り越え、経済回復を果たすことが期待できる計画であるか。</li></ul></li><li>② 積算の透明性・適切性<ul style="list-style-type: none"><li>◇事業費の計上・積算が正確・明確で、事業実施に必要なものとなっているか。</li></ul></li></ul>
<p>(3) 政策点（加点項目）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 補助対象経費の50%以上を県内事業者から調達する事業であるか。</li><li>② 自力で事業計画を達成するのが困難な事業者か。</li></ul>